

# 国保からお知らせ

**国保の加入・脱退手続きは14日以内に**

3月から4月にかけては、就職や退職、転入や転出など異動が多い時期です。異動に伴い、国民健康保険に加入したり、脱退したりしたときは届け出が必要になります。

国民健康保険を正しく利用するため、異動があった日から14日以内に届け出てください。

	こんなとき	手続きに必要な物
国保に入るとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険、両方の保険証（職場の健康保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被保険者になったとき	保険証・死亡を証明するもの
	死亡したとき	保険証・保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・在学証明書
その他	住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	
	修学などで大口町外に居住するとき	保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき、またはよごれて使えなくなつたときなど	顔写真付きの官公庁などが発行した身分証明書（運転免許証など）

## 加入の届け出が遅れると

加入手続きの届け出がなかつた期間の医療費が全額自己負担となる場合があります。また、保険税はさかのぼつて納付しなければなりません。

**脱退の届け出が遅れると**

届け出が遅れたため、国民健康保険の資格がなくなつているにもかかわらず、うつかり国民健康保険の保険証を使って診療を受ける方がいます。この場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。

## 所得申告もお忘れなく

国民健康保険に加入している方は、原則、所得の有無にかかわらず申告をする必要がありますので、申告書を提出してください。なお、国民健康保険税は、所得が一定基準以下の場合は、被保険者均等割と世帯別平等割が減額されますが、所得申告がない場合、減額ができません。

※確定申告、町・県民税申告をした方などは申告の必要はありません。

問合せ先 口籍保険課  
95-11116

## 大口俳句会

あらなんとやつぱり瑠璃色犬ふぐり

前田とし子

たんぽぽの空地いちめん黄に光る

保浦佐代子

投げ入れし大輪椿眺めをり

木村千代子

春の雪川面に届くまでもなく

安藤亮子

明やらぬ空に浮かびし冬の月

渡辺すみ子

山里に残る歌舞伎座梅香る

土川喜一郎

着膨れて南十字を仰ぎけり

大森恵美子

山裾を風花のぼる楮千す

大野正子

蠟梅の枝を落として芯とせり

田中寿美子

川の藻を弄る鷺や冬ざる

桑原聰子

流れゆく雲眩しめり春隣

土川照恵

## 大口川柳クラブ

自分への褒美一番高いチヨコ

吉田雄亮

楽しみを拾いに今日も散歩道

安藤久子

成人の孫の前途にのし袋

高橋あや子

暖冬にあわてたツクシ勢揃い

日比野文子

暖冬に欠伸しているスキー板

天野信和